

8月1日から70歳以上の高額療養費の上限額が変わります

▷ **高額療養費制度とは**…ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。（※上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています）

平成30年8月から、70歳以上の人の上限額が下表のように変わります。
 全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するため、世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

| 平成30年7月まで | | | | 平成30年8月から（太枠内が変更箇所です） | | | |
|-----------|--|----------------------------|-----------------------|---|-----------------------------|--|--|
| 適用区分 | 外來+入院 (世帯ごと) | | 適用区分 | 外來+入院 (世帯ごと) | | | |
| | 外來(個人ごと) | | | 外來(個人ごと) | | | |
| 現役並み | 課税所得 145万円以上の人 | 57,600円 | Ⅲ 課税所得 690万円以上の人 | 252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈多回数140,100円〉(※2) | | | |
| | | | Ⅱ 課税所得 380万円以上の人 | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多回数93,000円〉(※2) | | | |
| 一般 | 課税所得 145万円未満の人(※1) | 14,000円 [年間上限 144,000円] | Ⅰ 課税所得 145万円以上の人 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多回数44,400円〉(※2) | | | |
| | | | 課税所得 145万円未満の人(※1) | 18,000円 [年間上限 144,000円] | 57,600円 〈多回数44,400円(※2)〉 | | |
| 住民税非課税 | Ⅱ 住民税非課税世帯 Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) | 8,000円 | Ⅱ 住民税非課税世帯(※3) | 24,600円 | | | |
| | | | Ⅰ 住民税非課税世帯(※3) | 8,000円 | 15,000円 | | |

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
 ※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多回数」該当となり、上限額が下がります。
 ※3 住民税非課税世帯の人については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

☎住民課保険年金グループ ☎820-5 6 0 4

国民年金で免除された保険料の追納について

国民年金保険料の全額免除や一部免除を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金受取額が少なくなります。

【受け取れる年金額の計算方法】

$$779,300円 \times \frac{\text{免除なしの月数}}{\text{全額免除月数} \times 4/8 + \text{4分の3免除月数} \times 5/8 + \text{半額免除月数} \times 6/8 + \text{4分の1免除月数} \times 7/8} \times 40年(加入可能年数) \times 12カ月$$

* 全額免除の承認期間が2年間ある場合、年金額は年額19,500円程度少なくなります。
 * 平成21年3月以前の免除期間は、割合が異なります。

減額された年金受取額を補うために、国民年金保険料の『追納制度』があります。

▷ **追納制度とは**…免除された期間の保険料について、10年以内であれば、さかのぼって納めることができる制度です。追納した期間の保険料は「全額納付」として算定されますので、年金受取額を満額に近づけることができます。

追納を行う場合は、お申込みが必要です。詳しくは、広島南年金事務所にご相談ください。

※免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、その経過期間によって、当時の保険料額に一定額が加算されます。

※老齢基礎年金を受け取っている人は追納できません。

☎広島南年金事務所 ☎253-7 7 1 0 住民課保険年金グループ ☎820-5 6 0 4

交通安全教室を開催しました

5月18日(金)、熊野町内の全小学校の1年生208人を対象に、熊野第一小学校グラウンドと熊野第四小学校グラウンドにて、交通安全教室を開催しました。

昨年度から、西濃運輸株式会社にご協力いただいております。本年度も横断歩道の渡り方や、トラックからの死角体験による交通指導を行っていただきました。



(学校教育課)

自転車教室を開催しました

4月18日(水)～5月21日(月)の間に、熊野町内の平成30年度小中学校自転車教室を開催しました。

平成22年度から毎年、テクノ自動車学校、海田警察署交通課、安芸地区交通安全協会熊野支部のご協力のもと、小学校の3・4年生と中学校の1年生を対象に行っています。

小学生はテクノ自動車学校、中学生は中学校内にて、交通安全ルールやマナーの大切さについて学びました。

今後も、交通ルールの遵守やマナーについて、児童・生徒に対して指導を徹底するとともに、交通安全教育を継続的に実施していきます。



(学校教育課)

町有地を売却します

熊野町が所有する土地を一般競争入札により売却します。

▷ 売却土地の概要

【所在地】

熊野町川角一丁目641番1

【実測面積】

3,155.37㎡

【地目】

雑種地

【用途地域】

第1種中高層住居専用地域

※詳細は申込要領をご覧ください。



▷ **受付期間**…7月2日(月)～7月30日(月) (閉庁日を除く)

▷ **申込方法等**…申込要領の配布(町ホームページにも掲載)および入札申込の受付は、熊野町財務課で行います。なお、申込みは、直接持参に限ります。

▷ 入札について

☎熊野町役場3階会議室 ☎8月6日(月)10:00～

☎財務課 ☎820-5 6 3 2